

有峰鳥獣保護区特別保護地区指定に係る指針案

- (1) 名 称：有峰鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区 域：有峰鳥獣保護区のうち、富山市の北陸電力有峰湖水面から、林道有峰湖周線の道路中心線上方 100 メートルの区域（有峰えん堤東詰から有峰湖湖岸を東進し、猪ノ根谷に至り、同地から猪ノ根谷を東進する線以北を除く。）並びに神通川森林計画区富山市（旧大山町）98 林班い小班及び神通川森林計画区富山市（旧大山町）121 林班に小班的区域。（別紙図面表示のとおり）
- (3) 存続期間：令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで
- (4) 特別保護地区の保護に関する指針
- ①指定区分：森林鳥獣生息地の特別保護地区
- ②指定目的：再指定予定地は、県立自然公園に指定されるとともに、「とやま森林浴の森」にも指定され、県民に広く親しまれている。
- 平成 12 年には有峰への主要アクセスルートである小見線の大型バスの通行が可能となり、平成 14 年には有峰森林文化村が設置された。また、平成 16 年秋には有峰ハウスが開館し、県内外から大勢の人々が訪れる。
- この有峰湖に面する地形は緩傾斜地が多く、林相はマルバマンサクーブナ群集、ヒメアオキブナ群集、オオバクロモジミズナラ群落が優占し、一部にブナ原生林も残っていることから、自然度の高い植生景観を呈している。
- このため、当該区域をこれまで同様、特別保護地区に指定し、植生を含む自然環境の保全を図り、森林性の野生鳥獣の生息環境を維持するとともに、公園等利用者が気軽に野鳥観察等を体験できるようにするものである。